

# 伊達市 農業委員会だより

vol.

3

農業委員会の活動から得られた知見により、農地等の利用最適化推進に関する事項をより効率的かつ効果的に実施するために、市長へ意見書を提出しております。



清野直人会長から、須田博行市長へ意見書を手渡しました。  
この意見書は、伊達市農業委員会が農地を守る活動の中での意見をまとめたものです。

## もくじ

|                        |   |
|------------------------|---|
| 市長へ意見書を提出しました……………     | 2 |
| 農地利用等最適化推進施策の改善に関する意見書 |   |
| 人・農地プラン……………           | 3 |
| 将来の地域農業を考えよう           |   |
| 福島県下農業委員会大会……………       | 4 |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 農業者年金……………                 | 5 |
| 農業者年金の加入を勧めています            |   |
| 農地取得に必要な下限面積について…          | 6 |
| 市から認定を受けた新規就農者は20アールとなりました |   |
| 編集後記……………                  | 6 |

## 市長へ意見書を 提出しました。



10月25日午後1時より、伊達市役所において「令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」を市長へ提出しました。

これは、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、次年度の予算編成時期に合わせて毎年行っているものです。



須田市長に意見書の内容を説明する清野会長

内容については、5項目にまとめ、今の農業の課題やその対応に関しての意見となっています。

### （意見書の内容）

- 1 耕作放棄地の発生防止・解消対策について
  - (1) 「人・農地プラン」など、地域での話し合いの推進や積極的な関与・参画
  - (2) 耕作放棄地を解消した際の補助金上乗せなどの市独自施策
- 2 農業後継者、担い手支援について
  - (1) 農業経営、運転資金に対する支援、相談機能の充実
  - (2) 実践的研修の場を提供するなどの体制整備、新規就農者や後継者への支援
- 3 加工・販売・6次産業化の取り組みに対する支援
  - (4) 後継者への市独自の支援対策
- 3 原子力災害対策について
  - (1) ため池、水路などの除染やその作業で排出された廃棄物の処分について国と県へ早期に行うよう働きかけを行うこと
  - (2) 風評被害の払拭、学校給食への地

場食材の利用拡大

### 4 鳥獣被害防止対策について

- (1) 鳥獣捕獲駆除計画の策定や具体的な捕獲隊員の確保対策
- (2) 電気柵等の設置に対する助成、国と県の補助に対する市予算の上乗せなど

### 5 農業委員会制度関係について

- (1) 農地行政の基本となる農地台帳の整備、補正などを行うための予算、人員確保
- (2) 農業委員会活動の情報発信のための予算確保

意見書を手渡した後は、市長と意見交換を行いました。

#### （主な発言）

- ・ いざという時の補償が得られるよう、保険に入りやすいと良い。
- ・ イノシシによる被害がひどい。もっと、被害が少なくなるように研究できないか。
- ・ 将来の農地利用についてを皆で考えるため、地域の地図があると便利。また、話し合いがしやすいくなるように、行政からも支援願いたい。

# 人・農地プランで、将来の地域農業を考えよう！

これまで、地域の皆さんが築き上げてきた農業や農地を「将来にわたって誰が担っていくのか」「誰に集積・集約化していくのか」を地域の皆さんで決めていく必要があります。このため、地域の話し合いにより「人・農地プラン」の作成が必要です。

## （地域みんなが良くなるのが「人・農地プラン」）

### 現状

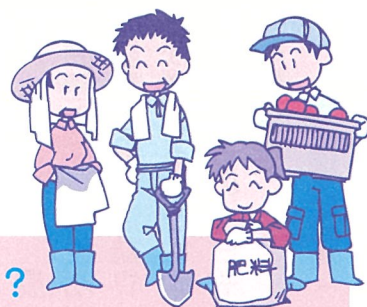
- 担い手** ～零細な経営、点在する農地のため儲けが少ない
- 兼業農家** ～兼業所得から赤字の穴埋め
- 高齢農家** ～年金から赤字の穴埋め

### 目標

- 中心経営体（担い手）** ～経営規模の拡大、農地集積により効率的な経営  
⇒ 儲けが多くなる
- 連携する農業者（兼業・高齢農家）** ～農地提供により、農業経営の赤字穴埋めが無くなる  
⇒ 賃借料がもらえる
- ～自由な時間が増える  
⇒ 直売などの取り組みにより農業所得が増える
- ～担い手へサポートができる  
⇒ 草刈り、水管理、集落営農への参加

地域みんなが良くなり、助かる

担い手の確保



**Q** 「人・農地プラン」を作成すると、どんなメリットがあるの？

**A** スーパーJ資金の利子への補助や、青年就農給付金を受けるなどができます。



梁川町堰本地域での話し合い

伊達市内でも  
「人・農地プラン」を作成する  
取り組みをしています。

現在、伊達市内の各地域で「人・農地プラン」を作成するための話し合いが行われています。地域を担当している農業委員、農地利用最適化推進委員が中心となって、農家の皆様と将来の地域農業について、話し合っています。

また、農地を今後どう利用していくかを尋ねるアンケートを実施する地域もありますので、ご協力をお願い致します。

## 福島県下

### 農業委員会大会に

### 参加しました。

令和元年度の福島県下農業委員会大会が、11月15日、福島市飯坂町の「パルセいいざか」において開催され、委員23人が参加しました。

まず、12年以上在任された委員の表彰があった後、福島大学の生源寺眞一（しんじろう）食農学類長の「現代日本の食料・農業・農村」と題した記念講演が行われました。講演では、農地は貸し手と借り手の単純な取り引きに委ねるだけでは合理的な利用はできないため、地域の調整機能が必要であること、新規就農者の52%は60歳以上であり、定年を機に農業に本腰を入れるケースが多いことが紹介されました。

続いて、政府と国に対し、台風19号による被害を受けたことから「自然災害に対する緊急要請について」として、被害からの復旧・復興を早急に実施することや、今後の防災対策を検討・構築することを要請していくことが決定されました。

また、県に対しては、今年8月に「県農業施策に関する意見書」を提出し、遊休農地の活用や担い手の育成と確保、



整然とした雰囲気で開催

鳥獣害対策の強化などを求めたことが報告されました。

最後に「集落話し合い運動」を基本に、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一体となって農村と地域の活性化を図ることを確認し、がんばろう三唱で大会が閉じられました。

#### 【参加者の声】

福島大学食農学類長による講演で、農業におけるさまざまな問題点などの説明がありました。今後の農業委員会活動や農家経営に活かすことができるように頑張りたいと思います。災害からの一日も早い復旧・復興を願います。

（渡邊茂委員）

#### 【参加者の声】

「農地を守る」をスローガンに、県下農業委員会大会に参加すること、今回で11回目。昨年度の大会から国会議員・県議会議員・市町村長の方々が参加しなくなり、農業委員会の立つ位置の変化を感じざるを得ない。

今回の記念講演者である福島大学農学類長の教えを得ている学生諸君の若い力とともに、私たち農業委員は「人・農地プランの実質化」に向けて、道半ばの震災からの復旧・復興を最重点課題として、一步一步前進していきたい。

（吉田浩重委員）



力の入ったがんばろう三唱

## ～ 農業者年金への加入を勧めています。～

### 【農業者年金の特徴】

- 1 **農業に従事している方が加入できます。**
  - ① 60歳未満で、国民年金第1号被保険者の方
  - ② 年間60日以上、農業に従事している方
- 2 **終身年金です。**
  - ① 年金は原則65歳から生涯に渡り、受け取れます。
  - ② 80歳までにお亡くなりになった場合でも、遺族に死亡一時金が支給されます。
- 3 **保険料に対しての国の補助があります。**
  - ① 認定農業者で青色申告をしている方で一定の要件を満たした方
  - ② 認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結んだ配偶者等で一定の要件を満たした方など（※補助額は、月額最高1万円）
- 4 **税制面で大きな優遇措置があります。**
  - ① 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。
  - ② 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用となります。
- 5 **少子化が進んでも制度の安定性は損なわれません。**
  - ① 自ら積立をした保険料と、農業者年金基金での運用益により年金額が決まります。
  - ② この農業者年金基金での運用益は非課税です。
- 6 **保険料は自由に選べます。**
  - ① 月額2万円から6万7千円の間で千円単位となります。
  - ② いつでも変更ができます。



### 【Q&A】

**Q** 保険料はいつまで納付することになりますか？

**A** 加入者は60歳に達するまで納付することになります。

**Q** 途中で脱退した場合の、納付した保険料はどうなりますか？

**A** 将来、65歳になったときに、年金として支給されます。  
 （脱退一時金は支給されません。）  
 なお、60歳までなら再加入することができます。

**Q** 年金の支給月はいつですか？

**A** 基本的に、年4回（2月、5月、8月、11月）に3カ月分の支給となります。

## ◆ 農地取得に必要な下限面積について ◆

## 市から認定を受けた新規就農者は「20アール」となりました。

新たに就農する方が、農地を取得しやすくするよう、農地法第3条第2項第5号による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）を次のとおり、20アールの項目を追加しました。

| 面 積   | 区 域 名                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------|
| 20アール | 市内全域…ただし、新たに青年等就農計画または農業経営改善計画を作成し、市から認定を受けた者             |
| 30アール | 伊達地域…旧伊達町<br>梁川地域…旧白根村、旧山舟生村<br>霊山町全域<br>月舘町全域            |
| 40アール | 伊達地域…旧伏黒村<br>梁川地域…旧梁川町、旧大枝村、旧粟野村、旧堰本村、旧富野村、旧五十沢村<br>保原町全域 |

## 編集後記

今年は「平成」から「令和」に年号が変わった年であり、明るい未来を期待しながら農作物の収穫も楽しみにしておりました。ところが、その矢先に、台風19号の被害に見舞われてしまいました。広い範囲に甚大な被害が出ており、被害に遭われた方々におかれましては、お見舞い申し上げます。再生するには大変な時間と労力がかかるものと思います。微力ではありますが、農業委員と農地利用最適化推進委員が結束して応援していきたいと思えます。

さて、近年の遊休農地が多くみられることについてですが、就農希望者が農地を取得しやすいうように、下限面積を一部引き下げました。ぜひ就農について一考をお願いします。

今回で農業委員会だよりは第3号の発行を



台風19号による被害を確認する委員



広瀬川付近の被害状況を確認する委員

迎えましたが、これからも農業行政に加わり農業がしやすいよう心がけていくつもりです。皆様方から、情報提供やご意見をいただければ幸いです。（阿部忠幸委員）

## ◆編集委員

吉田浩重委員（伊達地区） 渡邊 茂委員（梁川地区）  
浦山公一委員（保原地区） 菅野 照委員（霊山地区）  
大武有子委員（霊山地区） 高橋敏明委員（月舘地区）  
清野直人委員（会長） 阿部忠幸委員（委員長）

## お見舞い

台風19号により被害を受けられました皆様  
に心よりお見舞い申し上げます  
復旧・復興を心よりお祈り申し上げます

伊達市農業委員会